

街頭営業適正化実施要綱

[目的]

第1条 「街頭営業適正化指導規程」(以下「指導規程」という)に基づき、個人タクシー業界の信頼回復を目指し、事業者に対する改善指導を行うため本要綱を定めるものである。

[構成]

第2条 第1条の目的を達成するため、街頭営業適正化特別委員会(以下「委員会」という)の下に「街頭営業適正化推進指導員」(以下「推進指導員」という)をおく。

[委員の任務]

第3条 委員会委員は、委員会規則に基づき適正化指導に関する実施計画を企画・策定し、理事会に答申すると共に、その実施にあたっての指揮・責任者となる。

[推進指導員の任務及び選任並びに解任]

第4条 推進指導員は、別紙推薦基準により、会員の推薦を受け、委員会において選任された事業者によって組織し、会長よりの委嘱を受け街頭営業適正化に向けた街頭指導並びに随時営業中における違法行為等の是正指導等の任にあたる。その任期は定款第26条を準用する。

2 推進指導員が、別紙推薦基準の推薦資格のいずれかに抵触したときは、委員会の議を経て解任することができる。

[街頭指導]

第5条 実施しようとする街頭指導は次の通りとする。

- (1) 毎年12月に実施する、サービス向上推進街頭指導及び年末特別街頭指導
- (2) (公財)東京タクシーセンターが実施する特別公開指導
- (3) 関係機関等で決定した、新ルール定着のための街頭指導及びタクシー待機列による交通渋滞等是正のための街頭指導
- (4) その他、理事会又は委員会で必要と認めた街頭指導

[指導体制]

第6条 指導体制の構成は次の通りとする。

- (1) 推進指導員40名を、4名ずつの10個指導班に編成する。
- (2) 各指導班に、推進指導員より選出された班長を置く。
- (3) 出動単位は、一個指導班単位で行い、委員が持ち回りで当日の指

導責任者として指導班を指揮する。

[合同会議]

第7条 委員会委員と推進指導員は、年度当初に合同会議を開催し、指導員としての知識を得る教育講習とともに、前年度実施報告と当年度の実施計画について意見交換を行う。

[附 則]

1. この要綱の改廃は、理事会において行う。
2. この要綱は、平成16年5月21日から実施する。
3. この要綱の制定に伴い「街頭営業適正化指導推進協力者推薦基準」は廃止する。
4. この要綱は、平成18年3月13日一部改定し、平成18年度から実施する。
5. この要綱は、平成24年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。
6. この要綱は、平成25年9月19日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日（平成26年5月1日）から実施する。

街頭営業適正化推進指導員推薦基準

<街頭営業適正化推進指導員推薦資格>

- (1) 東京都内に居住し、営業所、車庫、営業用自動車について、事業計画認可条件に適合しているもの。
- (2) 個人タクシー事業者として、健康で専ら営業に従事しているもの。
- (3) 所属する団体等において、定められた義務を遵守し処分等を受けていないもの。
- (4) 道路運送法等関係諸法令に5年以上違反(文書警告以上)していないもの。
- (5) 道路交通法に抵触する人身事故(第一当事者)あるいは事故報告規則に定められた重大事故が5年以上ないもの。
- (6) 社会的影響のある法律違反のないもの。
- (7) 日常営業において接客態度よく、親切な営業を心がけているもの。
- (8) 全個協の実施している「マスターズ制度」に参加しているもの。

令和 年 月 日

一般社団法人東京都個人タクシー協会
街頭営業適正化特別委員会
委員長 殿

会員名

代表者名

印

推 薦 書

下記の者は、個人タクシー事業者として、事業経営も適切で接客態度も優秀であり、「街頭営業適正化推進指導員推薦基準」に定められている推薦資格をみたし適任と認め、推進指導員として推薦致します。

記

< 推 薦 者 >

ふりがな
氏 名

許可番号

団 体 名

団体での役職

住 所

〒

車庫所在地

電話番号

(自宅)

- -

(携帯)

- -

メールアドレス

生年月日

昭和 ____年 ____月 ____日生 (____才)

車 両

登録番号

車 名

年式

年式

無線の有無

有 ・ 無

無線番号

重任 () ・ 新任 ()